

長崎県立大学大学院経済学研究科学生の経済学部開講科目受講（聴講）に関する規程

〔平成20年4月1日
規程第63号〕

改正 平成27年3月3日規程第54号

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院経済学研究科履修規程（平成20年規程第17号）第4条第4項の規定に基づき、長崎県立大学大学院経済学研究科に在籍する者（以下「大学院生」という。）が経済学部開講授業科目を受講することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受講科目）

第2条 大学院生は、研究指導教授が研究科授業科目の履修のために、必要と認め、指定した授業科目を受講することができる。

2 前項の規定により、大学院生が受講することができる科目数は、研究科授業科目の履修に支障のない範囲とする。

一部改正 [平成27年規程第54号]

（受講の手続）

第3条 大学院生が、この規程の定めるところにより授業科目を受講しようとするときは、受講届を研究指導教授及び当該科目担当教員の承諾を得て学長に提出しなければならない。

一部改正 [平成27年規程第54号]

（聴講料）

第4条 この規程に基づく受講について、聴講料は、徴収しない。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成27年規程第54号]

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第54号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。